

## [事案 2021-57] 就業不能年金支払請求

・令和3年12月2日 和解成立

### <事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能年金が支払われなかったことを不服として、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和2年1月に交通事故により胸骨骨折、頸椎捻挫等の傷害を負い、126日間就業不能状態になったため、平成26年5月に契約した組立型保険にもとづき就業不能年金を請求したところ、約款所定の就業不能状態（入院または医師の指示による在宅療養をし、いかなる職業にも全く就業ができないと判断される状態）に121日以上継続して該当していなかったとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能年金を支払ってほしい。

- (1) 令和2年1月から5月までの在宅療養は、A病院の医師の指示に従って行ったものであり、本事故で負った傷害により職場を休み、治療に専念していた。
- (2) 令和2年9月以降に通院したB病院の証明書において、いかなる職業においても全く就業できないと医学的見地から判断される状態が121日以上継続していたとされている。
- (3) 在宅療養中、募集人から就業状態に該当しているとの連絡があった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、約款所定の就業不能状態に121日以上継続して該当していなかったことは明らかであるため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、就業不能年金の支払事由に該当するためには、在宅療養中、一般状態区分「3」（介助が必要、軽労働ができない、日中の50%以上起居している）に該当していたことが必要となるが、A病院の証明書によれば、事故直後に一般状態区分「3」の在宅療養が指示されてはいるものの、期間は2週間にすぎない。
- (2) A病院の証明書によれば、事故日から121日を経過する前の時点で、申立人は軽作業を行うことができたとされている。
- (3) B病院の証明書によれば、いかなる職業にも就業不能である状態が121日間以上継続していた旨の記載は見られるものの、一般状態区分は回答されていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、事故後の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、約款所定の就業不能状態が121日以上継続していたことは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 交通事故後、募集人が申立人に対して、支払事由に該当するとの誤解を招くような発言をしたことが疑われる。募集人としては、支払いの可能性について、誤解を与えたり期待を抱かせたりすることのないよう、細心の注意を払う必要があった。
- (2) 募集人は、就業不能年金が支払われないことが判明してから、申立人に金券を贈っている。

この行為は、保険業法第 300 条 1 項 5 号（募集に際しての「特別の利益の提供」）に直接には該当しないと考えられるが、契約者間の平等性・公平性を損なうものであり（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成 30 年）Ⅱ-4-2-1(1)(2)・Ⅱ-4-2-2(8)）、保険会社・募集人の廉潔性に疑いを抱かせる行為である。